

令和2年7月13日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、令和2年2月28日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスタ中筋店
- (2) 所在地 広島市安佐南区中筋四丁目125番2

2 提出された意見の概要

新設の届出が提出されたことを受け、当商工会の役員会（理事会）に供したところ、異口同音にて交通問題を危惧される意見が出ました。

御社は、新設に伴い周辺交差点の交通量調査にて現況を踏まえた予測を出されておられます。国道54号線・高陽沼田線は、多くの交通量を有し更には店舗前の市道に至っては、幅員も無く導線も殆ど有りません。正に近隣の生活道であり、その影響は大と言えます。

交通への支障回避方策はあると思いますが、呉々も問題が発生しない様また地元との協議を行い、交通関係には充分ご配慮賜ります様お願いいたします。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年7月13日から同年8月14日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで